

重要事項説明書【訪問看護】

あなた（又はあなたの家族）が利用しようと考えている「訪問看護サービス」について、契約を締結する前に知っておいていただきたい内容を説明いたします。

また、この重要事項説明書においての「訪問看護」とは、介護保険（訪問看護・介護予防訪問看護）、医療保険（指定訪問看護）が対象です。

1.事業者（法人）の概要

事業者名称	ナーシング・ケア株式会社
代表者氏名	今野 有加
本社所在地 （電話番号等）	〒105-0004 東京都港区新橋 2-16-1 ニュー新橋ビル 8F （電話 03-3539-2455 FAX 03-3539-2477）
設立年月日	2014 年 7 月 1 日

2.事業所（ステーション）の概要

事業所名称	訪問看護リハビリステーション ナーシング・ケア横浜みらい	
指定事業者番号	介護保険（第 1463290590） 医療保険（第 3290590）	
所在地	〒241-0031 神奈川県横浜市旭区今宿西町 287 鴻和ハクエハイツ 205 号室	
連絡先	電話番号 045-744-9231	FAX 045-744-9232
管理者名	岡本 露巳	
サービス実施地域	横浜市 旭区、保土ヶ谷区、緑区、都筑区（川和町、佐江戸町、池辺町、加賀原）、神奈川区（菅田町、羽沢町、三ツ沢上町）、瀬谷区（阿久和東、二ツ橋町、三ツ境）	

3.事業所の目的及び運営方針

事業の目的	適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、訪問看護サービスを提供することを目的とする。
運営の方針	1.利用者が訪問看護を必要となった場合に、可能な限りその居宅において自立した日常生活を営むことができるよう支援し、心身機能の維持回復を図り、生活機能の維持または向上を目指す。 2.市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業所、保健医療サービス、福祉サービス等と密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。 3.自らその提供するサービスの質の評価を行い、常に改善を図る。

4.営業日及び営業時間・サービス提供時間

営 業 日	月曜日～金曜日 ※祝日も営業します (ただし12月30日～1月3日までを除く)
営 業 時 間	午前8時30分～午後5時30分
サービス提供時間	午前9時～午後5時30分

5.事業所の職員体制

職 種	従事するサービス内容等	人員数
管 理 者	管理者は業務全般を一元的に管理	1 名
看 護 師	主治医より訪問看護指示書の交付を受け 訪問看護・リハビリの提供	常勤換算 2.5 名以上
療 法 士		1 名以上
事 務	事務業務全般	適宜

6.提供するサービスの内容

- (1) 病状・障害の観察
- (2) 清拭・洗髪等による清潔の保持
- (3) 療養上の世話
- (4) 褥創の予防・処置
- (5) 認知症患者の看護
- (6) 療養生活や介護方法の指導
- (7) カテーテル等の管理
- (8) リハビリテーション
- (9) その他医師の指示による医療処置

7.サービスの提供について

- (1) 利用者が主治医に訪問看護の申し込みを行い、主治医が事業所に交付した訪問看護指示書により看護師等が利用者宅を訪問して看護計画を作成、訪問看護を実施します。
- (2) 利用者及びその家族から事業所に直接申し込みがあった場合は、関係機関（主治医、居宅介護支援事業所、地域包括支援センター等）と調整し対応します。
- (3) 介護保険法に基づく訪問看護の提供に際しては、利用者の選定した介護支援専門員との連携を図ります。
- (4) 療法士によるリハビリは看護業務の一環となるため、リハビリのみでの提供ではなく、看護師によるサービスを定期的に月1回または3ヶ月に1回以上の提供をさせていただき、全身状態の観察及び身体評価等アセスメントをいたします。

(5) 以下サービスは利用者または家族の同意のもと実施いたします。

- ・ 24時間対応サービス (同意する ・ 同意しない)
- ・ 自治体への情報提供 (同意する ・ 同意しない)

※情報提供は医療保険の利用且つ一定条件を満たす利用者様のみとなります。

8. サービス利用料及び利用者負担額

(1) 介護保険料金・医療保険料金は別紙「料金表」参照

(2) その他料金

対象保険	内容	料金（実費）
介護保険・医療保険 共通	死後の処置	18,000 円
介護保険	交通費 ※実施地域を超えたところから	1 km毎 20 円
医療保険	交通費 ※事業所からご自宅まで	

9. キャンセルについて

(1) サービスの中止をする際には、速やかに事業所までご連絡ください。

(2) 訪問前日までに連絡がなく不在等でサービスが提供できなかった場合は、以下のとおりキャンセル料をいただきます。但し、利用者の容体の急変、急な入院等やむを得ない事由がある場合は請求いたしません。

キャンセルの時期	キャンセル料
サービス利用前日まで	無料
サービス利用当日	500 円

10. 利用料支払い方法

(1) 利用料は、毎月26日（26日が土日祝にあたる場合は翌営業日）にご指定の金融機関の口座から自動引落としとなります。

(2) 自動引落としの手続きが完了するまでに終了された場合はお振込みをお願いする場合がございます。

11. 緊急時等における対応方法

サービス提供中に利用者の体調や容体の急変、その他の緊急事態が生じたときは、速やかに主治医へ連絡し指示を求める等の必要な措置を講じます。主治医への連絡が困難な場合は緊急搬送等の必要な処置を講じます。

1 2.事故発生時の対応方法

- (1) サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、利用者の家族、担当の介護支援専門員等へ連絡を行うとともに必要な措置を講じます。
- (2) 前項の事故及び事故に際してとった処置について記録します。
- (3) 利用者に賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

1 3.苦情・相談について

- (1) サービス提供に関する苦情や相談は、当事業所の窓口でお受けいたします。
また担当者が不在の場合は、対応した者が担当者に引継ぎをいたします。

事業所の窓口	訪問看護リハビリステーション ナーシング・ケア横浜みらい 担 当 者：岡本 露巳 電話番号：045-744-9231 F A X：045-744-9232 受付時間：8：30～17：30（月曜～金曜）
--------	--

- (2) サービス提供に関する苦情や相談は、下記の機関にも申し立て等できます。

苦情相談受付機関	電話番号
神奈川県国民健康保険団体連合会 介護保険課介護苦情係	045-329-3447
横浜市福祉調整委員会事務局 健康福祉局相談調整課	045-671-4045
旭区役所 高齢・障害支援課	045-954-6061
保土ヶ谷区役所 高齢・障害支援課	045-334-6394
緑区役所 高齢・障害支援課	045-930-2315
都筑区役所 高齢・障害支援課	045-948-2313
神奈川区役所 高齢・障害支援課	045-411-7019
瀬谷区役所 高齢・障害支援課	045-367-5714

1 4.虐待の防止のための対応方法

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について従業者に周知徹底を図ります。
- (2) 虐待の防止のための指針を整備しています。
- (3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的 to 実施します。

- (4) サービス提供中に虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、事実関係の確認をするとともに必要に応じ関係機関に通報します。

1 5.非常災害発生時の対応

地震・台風・大雪等の非常災害発生時は、災害時の情報・状況を把握し安全を確保したうえで、利用者の安否確認や支援の実施、主治医や関係機関と連携いたします。但し、その規模や被害状況により訪問看護の提供を行えない場合があります。その際は予めご連絡いたします。

1 6.秘密保持・個人情報について

事業所が業務上知り得た利用者又はその家族の秘密は保持し、従業者でなくなった後においてもその秘密を保持すべき旨に従業者との雇用契約の内容とします。また個人情報についてはサービス提供以外の目的では原則利用いたしません。外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその家族の同意を得るものとします。

1 7.その他の重要事項

- (1) 事業所は従業者の質的向上を図るための研修を以下の通り整備しています。
- ・採用時研修 採用後1ヶ月以内
 - ・継続研修 年2回以上
- (2) サービス提供の際、看護職員等は各種支払いや年金等の管理、金銭の貸借など、金銭に関する取扱いは行うことができませんので、ご了承ください。
- (3) 看護職員等に対する贈り物や飲食物の提供などをご遠慮させていただきます。
- (4) 看護職員等は、介護保険法・健康保険法に基づき療養上の世話や主治医の指示に基づく診療の補助を行うこととされています。それ以外のサービスについてはお受けできかねますので、ご了承ください。